

保護者 様

小矢部市立石動中学校長

### 学校において予防すべき感染症による出席停止の指示

お子さんの病気は標記の感染症に該当するので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止を指示します。

登校の時は、下にある「登校許可証明書」を学校に提出してください。

#### <学校において予防すべき感染症の種類>

麻しん ・ すいとう水痘 ・ 風しん ・ いんとうけつまくねつ咽頭結膜熱

りゅうこうせいかくけつまくえん流行性角結膜炎 ・ りゅうこうせいじかせんえん流行性耳下腺炎

その他 ( )

#### <出席停止の期間>

医師において感染のおそれがないと認めたとときまで

◎ お願い 医療機関に提出する前に、必要事項を記入してください。

- 1 上にある「学校において予防すべき感染症の種類」の中から、該当する病名を○で囲んでください。該当がない場合は、「その他」に病名を記入してください。
- 2 下にある「登校許可証明書」に、「学年・組・氏名」を記入してください。

◎ 医師へのご依頼 お手数ですが、「登校許可証明書」への記入をお願いします。

小矢部市立 学校長 様

### 登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

#### <学校において予防すべき感染症の種類>

麻しん ・ 水痘 ・ 風しん ・ 咽頭結膜熱

流行性角結膜炎 ・ 流行性耳下腺炎

その他 ( )

登校を許可する日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の児童・生徒の感染症は回復し、他への感染のおそれなくなりましたので、登校が可能であると判断します。

令和 年 月 日

医師名

※ 不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。(石動中学校：67-1171)

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第 18 条)		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条)		
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで		
	クリミア・コンゴ出血熱			
	痘そう			
	南米出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ熱			
	ラッサ熱			
	急性灰白髄炎(ポリオ)			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群			
	中東呼吸器症候群			
	特定鳥インフルエンザ			
	指定感染症及び新感染症			
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、その限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで		
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで		
第三種	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	コレラ			
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス、パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症			学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる
	流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、サルモネラ感染症			
	カンピロバクター感染症			
マイコプラズマ感染症				
肺炎球菌感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる			
溶連菌感染症				
伝染性紅斑(りんご病)				
急性細気管支炎(RSウイルス等)、EBウイルス感染症				
带状疱疹、手足口病				
ヘルパンギーナ				
A型肝炎、B型肝炎				
アタマジラミ症				
伝染性膿痂疹(とびひ)				
伝染性軟属腫(水いぼ)				
疥癬(かいせん) 等				